

平成30年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成30年12月20日（第7日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	小池武敏
水道課長	中村政文	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	笠原政浩	建設課長	喜多忠則
会計管理者	西山里美	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	久原雅紀
白石創生推進専門監	坂本博樹	保険専門監	小川善秋
健康づくり専門監	武富健	農村整備専門監	稲富道広

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第50号 白石町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第3 議案第51号 白石町学校統合再編審議会条例の制定について

日程第4 議案第52号 白石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第53号 教育委員会教育長の任命について

日程第6 議案第54号 教育委員会委員の任命について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、重富邦夫議員、中村秀子議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第50号「白石町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第50号「白石町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第51号「白石町学校統合再編審議会条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○西山清則議員

この条例について伺いたいと思いますけども、この統廃合の条例をまとめられたのが、なぜ今になったのか。私、以前から前教育長、前々教育長のとときからずっと言うておりましたけれども、複式学級になってから考えるということで、当分ないということでありましたけども、なぜ今になってこういう条例を立ち上げたのか伺いたいと思います。

○吉岡正博学校教育課長

西山議員の御質問にお答えいたします。

これまでの経緯につきましては議会に報告してまいりましたけれども、白石町の学校が少人数化する中で、児童・生徒の社会性の育成、部活動の開設数、それから教職員の配置など、教育活動の機会均等などを一律に保障することが困難になってきております。また、財政的にも小・中学校の11校の適切な教育環境の整備、維持が難しくなっております。

そこを鑑みまして、平成29年度に教育委員会としましては以前の判断を変更いたしまして、町内小・中学校の統合再編に向けて検討をしていくということを決定いたしました。その後、教育委員会として小・中学校統合再編の考え方を協議してまいりました。

この考え方がまとまりましたので、これを諮問のもととして多くの方に審議いただき、御意見をいただきたいということで審議会を設置し、調査審議し、意見の答申をお願いするものでございます。

以上です。

○西山清則議員

そういうことは、私、一般質問で前言ってましたよね。財政のこと、管理費がどれぐらいかかるかということも。それによって、なぜ今になったのか。もっと前からできなかったのか。それで、なぜ今になったのかということを知っているんですけども、なぜもっとさきにできなかったのか。

いつも言われたのは、複式学級になったときということ、だからそれでちょっと諦めたような感じをしていましたけれども、なぜ今になったのかということを知りたいんですけど。

○吉岡正博学校教育課長

現在の白石町内の特に小学校につきましては、まだ100人以上おります。ですから、複式学級になるという状態はまだ間があるかと思っております。

ただ、ほかの面におきましても、先ほども申し上げましたいろんな面等におきまして、統合再編を検討したほうがいいのではないかという意見に至りましたので、この時期に始めた状態でございます。

○西山清則議員

もっと前からやったら、多分今の時期は統合できてたんじゃないかなあと思っております。それから、今からやりよったら、また10年近くかかるんじゃないんでしょうか。だから、前からこういう状態になるのはわかっていたのでずっと言っていたんですけども、なかなかそういう話し合いの場が余り持てなかったんじゃないかなあと思っておりますけども、だから、もっと早くからということでは言っておりましたので、今さら言っても仕方ないですけども、とにかくいい方向に持って行っていただきたいなあと思っております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

この審議会のことについて伺います。

この中で、委員23人以内をもって組織をするということでありましてけれども、この中に町会議員と小・中学校校長がおりますけれども、その下に任期がありますけれども、この委嘱の日から当該審議が終了するまで、意見を答申する日までということ、この期間が限られておりません、どこまでなるかですね。

そういうことで、議員は任期が4年でございます。また、小・中学校校長も年度によってかわると思います。そういうことで、その下にありますけれども、ただし、前条第2項第3号及び第4号の委員が職を離れたときは委員の職を失うものとするということで、職を失うことになったときには再度再任をすることになりますでしょうか。もし再任をすれば、ずっと継続してきた方がかわるということで、審議の内容がきちっと伝わっていくのかどうかということをご心配しておりますけども。

○吉岡正博学校教育課長

ただいまの溝口議員の御質問は任期の問題でございます。

まず、任期がないことにつきましては、審議の進みようでございますが、そこで委員をお願いするにはある程度の期間も必要と思っておりますが、1年以上かかるかと私どもとしては予想しておりますので、任期を設けておりません。

続きまして、議員及び校長でございますが、町会議員の委員につきましては、町の意思決定機関の代表としての委員でございます。それから、小・中学校校長は、学校の運営責任者の代表としての委員でございます。そのため、この代表制を失われた場合には交代をお願いせざるを得ないかと考えております。

以上です。

継続性の問題でございますが、学校統合再編につきましては非常に町としても大き

なものでございます。それで、委員をお願いいたしまして、その方々が何々の役職を終わったからとか、それから何々の役職が交代をしたからということで委員を離れられますと継続的な審議ができなくなりますので、これにつきましては、俗に言う充て職ではなく、まちづくり、人づくりのことで広く議論ができる方を選出をお願いしたいと思っております。

ただ、先ほどの町議会議員、小・中学校校長につきましては、その役職へのお願いでございますので、それは任期なり人事異動が絡んでくるかと思っております。

○重富邦夫議員

先ほどの事項の関連ですが、3条の2の2、一般公募者のやり方、また選任の選び方、どのような内容、どのような判断をもって選ばれるのか、そのところの説明をお願いします。

○吉岡正博学校教育課長

一般公募者につきましては、この条例を可決いただきましたら、広報「白石」の2月号を中心に、ほかの媒体も使いまして募集の広報をする予定でございます。2月末ごろを募集の期限にしまして、3月中には決定したいと考えております。応募が多数ありました場合には、委員全体のバランスを考慮しまして、女性や子育て世代への数の配慮をする場合があると予定しております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

私もちょっとそこが気になるので確認したいと思います。

先ほどもありましたように、第4条のところで、意見を答申する日までということで、期限を設けられてないというところがあると思います。

例えば、第3条2項の1のところ、学校運営協議会が推薦する者としてあるんですが、例えば推薦されるほうからのことを考えると、ある程度の目安というのがやっぱりイメージできてないと、例えば10年間委員として受けるのか、例えば5年受けるのかというのはすごく不安なところがあると思うんですね。そのあたりについてどういう考えを持たれてるのでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

審議がどれくらいの期間かかるかというのは、審議の進みようでございますので、今こちらで申し上げる状況にはございません。ただ、実際今議員がおっしゃいましたように、委員をお願いするに当たりまして、ある程度の期間は言わないと納得されない、納得というか御了解いただけないと思いますので、それについては、2年ほどという形で言わせていただこうかとは思っております。

○友田香将雄議員

そしたら、ちょっと少し確認したいんですが、学校運営協議会が推薦する者というところですね。

こちらに関しては、学校運営協議会のほうが常に推薦として話し合いを今後、例えば毎年毎年やる性質のものなのか、それとも一度信任を受ければ、ある期間の間はその推薦というところは受けたものとして運営されていくものなのかというのをちょっと答弁お願いできますか。

○吉岡正博学校教育課長

学校運営協議会から推薦いただきました委員につきましても、第4条で委嘱の日から任期は答申する日までとなっておりますので、年をまたがって審議があっても、それはそのままお願いしたいと思っております。

ただ、それぞれお一人お一人を見ますと、いろんな御都合が生じるかとは思いますが、そのときにはそれはそれで交代があり得るかとは思いますが、そのときにはまた同じ学校運営協議会から御推薦をいただくこととなります。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第51号「白石町学校統合再編審議会条例の制定について」採決します。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第52号「白石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○中村秀子議員

白石町育英資金貸付条例の一部を改正するというので、改定がなされている部分について。

まず、学校が専修学校が加わったということでございますけれども、専修学校とい

うことの詳しい定義、そこら辺をお示しいただきたいということと、今回、心身が健全でということ、体が不自由であってもという非常に寛大なところで廃止されて、態度、行動に良識がありと改められました。ところが、最後の学力がすぐれているということについての定義、どういう人を学力がすぐれていると言うのか、また学力がすぐれていないとなぜ貸し付けができないのか、そういうところの御説明をお願いいたします。

○吉岡正博学校教育課長

まず、専門学校の規定でございます。

これは、専修学校の専門課程というところを持っている学校については専門学校と名乗っていいということでございまして、具体的には、高等学校を卒業して2年間で一定の授業時間、1,600時間以上でございますが、の授業がある。それから教職員等の定数等がございまして、そして都道府県知事が認可した過程となります。専門学校のコースの中でも、入学資格がないとか授業時間数が基準以下ということであれば、専門課程ではございません。

それから続きまして、成績基準のことでございます。

成績基準につきましては、高校の育英資金については、現在ほとんどの中学生が進学するというで設けておりません。ただ、高等学校からの進学については、今年度より高校3年生の平均評定値を3年間から3年生だけにしまして、また入学前の努力を評価しようということで、評定値も3.5から3.0に変更をしております。これは何かといいますと、税金で基金を設けまして、それで無利子でお貸しをしておりますので、そこにはある一定の成績が必要ではないかという考え方によるものでございます。以上です。

○中村秀子議員

ある一定の成績がないと無利子では貸せないということに非常に違和感を感じるわけですが、ある一定の成績以下の人が今専門学校とかに進学している現状がございまして。高等学校に行ってもトラブルがあったり、不登校であったり、引きこもったり、それでもやっぱり卒業はできている生徒が専門学校に進学している次第です。そういう子は3とれません。

そういったときに、大体奨学金は教育支援機構だとか県の奨学金とかいろんな奨学金があつて、そのほとんどが4.0とか3.5だとか成績の基準がとてもシビアに決められていて、最初から、もうあんただめよと私どもも断ってきまして、断念させてきましたが、ちょっと高等学校でトラブルが多くて、問題行動とか自分の中の問題で高校をしっかりと行けなかったという子供について、町の奨学金については、そういう今頑張ろうとしているところを見ると、成績が問題なく、今スタート、やる気を出して頑張っているんなら、年間18万円ですよ、それを無利子で出せないものかと思うんですけど、そこら辺いかがでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

成績基準につきましては、選考過程での基準でございます。

それで、町育英学生候補者選考委員会、文教厚生常任委員会の正副委員長さんも委員になっておりますが、ここでお諮りをさせていただくことにいたします。

○中村秀子議員

そうすると、確認いたしますと、例外もあり得るといふことの判断でよろしいでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

例外という形ではなく、全体的な判断をもう一回お諮りしたいと思っております。

それから、もう一つありましたのが、例えば中学校を出てから高校に行っていて、先ほどありましたような不登校等で高校を中退の場合がございます。そのときに大学に進学するには、以前大検と言っておりましたけれども、今は高等学校卒業程度認定試験というのがございますので、それも含めてお諮りをしたいと思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

すみません。ちょっと私のほうは確認だけですね。

今回、心身が健全でというところが、態度、行動に良識があるというところの変更になったと思います。これが、白石町育英資金貸付条例の第1条のところに、この条例は自学心に富み、かつ有能な素質を有する学生または生徒であるという記載があります。なので、今回の態度、行動に良識があるというところは、自学心に富み、かつ有能な素質を有するというところの一つの判断材料として行うという認識でよろしいのでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

ただいまの議員の認識でよろしいかと思っております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第52号「白石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第53号「教育委員会教育長の任命について」を議題とします。

ここで、北村教育長の退場を求めます。

〔北村喜久次教育長 退場〕

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第53号「教育委員会教育長の任命について」採決をします。

本案は、教育委員会教育長として北村喜久次氏の任命について議会の同意を求めるものです。この採決は、議員申し合わせにより無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は議長を除いて15名です。

立会人を指名します。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人として重富邦夫議員、中村秀子議員の2名を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、立会人に重富邦夫議員、中村秀子議員の2名を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げますが、本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いします。なお、白票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

重富邦夫議員、中村秀子議員は開票の立会をお願いします。

〔開票〕

立会人は議席にお戻りください。

投票の結果を報告します。

投票総数15票、うち有効投票15票。無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成15票。反対ゼロ票。

以上のおり賛成全員です。よって、議案第53号は同意することに決定しました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

北村教育長の入場を許可します。

〔北村喜久次教育長 入場〕

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第54号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第54号「教育委員会委員の任命について」採決します。

本案は、教育委員会委員として稲佐英明氏の任命について議会の同意を求めるものです。この採決は、議員申し合わせにより無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は議長を除いて15名です。

立会人を指名します。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に定松弘介議員、川崎一平議員の2名を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、立会人に定松弘介議員、川崎一平議員の2名を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いします。なお、白票は反対とみなします。

投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

定松弘介議員、川崎一平議員は開票の立会をお願いします。

〔開票〕

立会人は議席にお戻りください。

投票の結果を報告します。

投票総数15票、うち有効投票15票。無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成15票。反対ゼロ票。

以上のおり賛成全員です。よって、議案第54号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも議案審議となっています。

本日はこれにて散会します。

10時13分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年12月20日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 重 富 邦 夫

署 名 議 員 中 村 秀 子

事 務 局 長 小 柳 八 束